

## 令和6年度狂犬病の集合予防注射の実施

狂犬病予防注射を実施します。登録済の飼い主の方は、3月上旬に注射のご案内はがきを郵送しますので当日持参してください。未登録犬を飼育している方は、注射会場で予防注射と登録手続きをする必要があります。(注射会場で注射を受けられなかった場合、動物病院で注射接種後に「注射済証明書」と「交付手数料」を持ち、環境課で注射済票の交付を受けてください。)

### <予防注射の際のお願い>

- ▶逃げられないように犬を制御できる人が連れて来てください。
- ▶狂犬病予防注射は、犬が健康な状態であっても、ごくまれに副作用などが起こることがあります。注射後、犬の状態をより注意深く観察してください。もし異常が出たときは、すぐに獣医師へ連れて行ってください。
- ▶飼犬が死亡、飼い主又は町内転居などで登録内容が変更になっているときは、環境課へ届け出てください。
- ▶死亡や町内転居等による届出は電子申請でも受付しています。

変更届はこちら



死亡届はこちら



問環境課 TEL0493-62-0719

<料金> ※つり銭のないようにご準備ください。

	注射料	注射済交付手数料	登録手数料	合計
未登録犬	2,950円	550円	3,000円	6,500円
登録犬	2,950円	550円	×	3,500円

### <集合狂犬病予防注射会場一覧>

実施日	会場	時間
4月5日(金)	古里コミュニティ消防センター	9時～9時30分
	ふれあい交流センター(菅谷)	10時～10時30分
	鎌形北部集会所	11時～11時30分
4月8日(月)	川島集会所	9時～9時30分
	志賀2区自治会館	10時～10時30分
	北部交流センター(吉田)	11時～11時30分
4月9日(火)	杉山公民館	9時～9時30分
	平沢コミュニティセンター	10時～10時30分
	大蔵構造改善センター	11時～11時30分

## スポーツ少年団 団員を募集しています!

問生涯学習課 TEL0493-62-0824

スポーツ少年団の団員を募集しています。下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

スポーツ少年団代表者	活動種目	主な活動場所	活動日	活動時間	問合せ	
嵐山ライナーズ 小島 進	少年野球	志賀小グラウンド 花見台グラウンド	土、日、祝	8:30～12:30	小島 進	TEL070-2798-8457
嵐山ウイングス 関根一樹	少年野球	菅谷小グラウンド	土、日、祝	8:30～12:30	石井 章	TEL0493-63-0287 TEL090-3530-2910
嵐山町サッカー 畠迫昌和	サッカー	総合運動公園	土、日、他	8:30～12:30	畠迫昌和	TEL0493-62-5668 TEL090-3409-7209
嵐山ガッツJr 福岡文雄	バレーボール (男・女)	菅谷小体育館	水、金(高学年)	17:30～20:00	江森不二男	TEL0493-62-6982 TEL090-1553-7648
			土、日、祝	9:00～12:00		
武蔵嵐山少林寺拳法 岡本幹夫	少林寺拳法	B&G海洋センター	土	13:00～15:00	岡本幹夫	TEL0493-62-3439 TEL090-1767-6409
		北部交流センター	水	18:00～20:00		

## 埼玉県収入証紙の利用が終了します

問埼玉県出納総務課 TEL048-830-5714

埼玉県収入証紙制度の廃止に伴い、県収入証紙の利用が終了となります。販売については、令和5年12月末日に終了しており、役場会計課及び埼玉県信用金庫派出所においても販売は終了していますのでご注意ください。現在お手持ちの県収入証紙の還付は埼玉県出納総務課で受け付けています。今後は、原則として埼玉県の手数料を納入する行政機関窓口でのキャッシュレス支払となりますのでご注意ください。なお、キャッシュレス支払については、令和5年10月2日より開始されています。詳細は埼玉県ホームページをご参照ください。※国の収入印紙とは異なります。ご注意ください。

県証紙利用終了期日 令和6年3月末日 県収入証紙の還付期日 令和10年12月末日

### 【キャッシュレス決済方法】

- ①窓口申請(窓口でのキャッシュレス端末による支払手続)クレジットカード、電子マネー、コード決済、デビットカード
  - ②電子申請(「埼玉県電子申請・届出サービス」による来庁不要の支払手続)クレジットカード、ペイジー
- ※①、②ともに、使用可能なクレジットカード等の種類については、県ホームページをご覧ください。

## 観光資源の保護・育成及び開発に関する町の方針の案の縦覧

問企業支援課 TEL0493-62-0720

FAX0493-62-0713

町内に数ある観光資源について、それぞれが観光に関して担う役割を町として位置付け、効果的に観光施策を推進することを目的として、観光資源の保護・育成及び開発に関する町の方針を作成します。

### ○方針の案の縦覧

縦覧内容 嵐山町観光資源の保護・育成及び開発に関する方針の案

縦覧期間 3月4日(月)～25日(月) ※土日祝日を除く8時30分から17時15分 縦覧場所 企業支援課、町ホームページ

### ○原案に対する意見書の提出

対嵐山町在住及び利害関係者 提出先 企業支援課 提出期限 3月25日(月)まで(郵送の場合、期日必着)

提出方法 企業支援課へ持参、郵送、FAX、電子申請 ※意見への個別回答はいたしません。

## Information

## 町内スポーツ施設の予約方法が一部変更となります

問生涯学習課 TEL0493-62-0824

これまで嵐山町B&G海洋センター、ふれあい交流センター及び役場生涯学習課窓口で毎月初めより行っているスポーツ施設の予約による使用申請について、利用者の負担軽減のため令和6年度分より、以下のとおり予約方法を一部変更します。

施設名	変更後の予約方法	変更後の予約料
町内スポーツ施設 (菅谷テニスコート以外)	1回の予約で、1施設を週2回までとする。 (1週間は日曜日から土曜日の7日間)	・町内団体：3か月に一度、月初めより、翌月から3か月分を予約可 ・町内個人：毎月月初めより、翌月の1か月分を予約可 ・町外団体・個人：毎月10日(※1)以降より、翌月の1か月分を予約可
菅谷テニスコート	1回の予約で、週1回まで 週2コートまで、合計6時間までとし、1コートの連続した使用時間は3時間までを上限とする。	・町内団体：3か月に一度、1日から9日の間に、翌月から3か月分の予約を申請していただく。その結果重複のある団体のみ10日(※1)に抽選を行い、抽選結果に基づき、早い順に受付。 ・町内個人、町外団体・個人：毎月15日(※2)以降、翌月の1か月分を予約可

・毎月15日(※2)以降は、翌月の予約制限を解除する。

※1：抽選日の10日が土・日・祝日の場合、その直後の平日とする。 ※2：15日が土・日・祝日の場合、その直後の平日とする。

### <町内団体の予約受付開始日及び菅谷テニスコート利用に関する町内団体の抽選日>

町内団体予約受付開始	予約受付の期間(翌月から3か月分)	菅谷テニスコート抽選日
令和6年3月1日(金)	令和6年4月1日から6月30日まで	令和6年3月11日(月)
6月3日(月)	7月1日から9月30日まで	6月10日(月)
9月2日(月)	10月1日から12月27日まで	9月10日(火)
12月2日(月)	令和7年1月6日から3月31日まで	12月10日(火)
令和7年3月3日(月)	4月1日から6月30日まで	令和7年3月10日(月)

## 町内各交流センター予約による使用申請は令和6年4月分より、3か月に一度に変更となります

問ふれあい交流センター TEL0493-62-2144 FAX0493-62-1124

これまで、ふれあい交流センター窓口で毎月初めに行っていた各交流センターの予約による使用申請について、登録団体利用者の負担軽減を図るため、登録団体については令和6年度分より、3か月に一度の手続きに変更いたします。

### <町内登録団体> ※再申請は抽選終了後受付

対象期間	受付期間	抽選、申請
令和6年 4月～6月の3か月間	令和6年 2月20日(火)～26日(月)	令和6年 3月1日(金) 9時より
令和6年 7月～9月の3か月間	令和6年 5月21日(火)～27日(月)	令和6年 6月3日(月) 9時より
令和6年 10月～12月の3か月間	令和6年 8月20日(火)～26日(月)	令和6年 9月2日(月) 9時より
令和7年 1月～3月の3か月間	令和6年 11月20日(水)～26日(火)	令和6年 12月2日(月) 9時より
令和7年 4月～6月の3か月間	令和7年 2月20日(木)～26日(水)	令和7年 3月3日(月) 9時より

### <町外登録団体>

対象期間	受付期間
令和6年4月～6月の3か月間	令和6年3月2日(土)～
令和6年7月～9月の3か月間	令和6年6月4日(火)～
令和6年10月～12月の3か月間	令和6年9月3日(火)～
令和7年1月～3月の3か月間	令和6年12月3日(火)～
令和7年4月～6月の3か月間	令和7年3月4日(火)～

### <未登録団体・個人>

対象期間	受付期間
毎月の1か月間	・3、6、9、12月は町外登録団体と同日より受付 ・上記以外の月は、月初めの最初の平日より受付

なお、予約制限解除は使用月の毎月月初めとなります。詳しくは窓口配布のチラシや町ホームページをご確認ください。不明な点等は、ふれあい交流センターへお問い合わせください。

